

事業系ごみの適正処理と 減量化・資源化の手引き



ごみを減らそう!

世羅町イメージキャラクター
「せら坊」

事業系ごみとは.....	1	分別・保管	9
一般廃棄物処理の流れ.....	2	減量・リサイクルについて	10～12
事業系一般廃棄物の処理の流れ.....	3～4	事業系一般系廃棄物と産業廃棄の適正区分	13～14
一般廃棄物処理施設で受け入れができないごみ(禁止物)	5～6	産業廃棄物とは	15～16
ごみ分別と減量・リサイクルを目指しましょう.....	7	よくある問い合わせ Q & A.....	17
一般廃棄物(固形)収集運搬業許可業者一覧.....	8	付録 関係法令	18

事業系ごみとは？

事業活動で発生する廃棄物を「**事業系ごみ**」と呼んでいます。

事業活動とは…

事務所、商店、飲食店、農業及び工場その他の営利を目的とする活動だけでなく、病院、薬局、社会福祉施設、官公庁の公共サービスなど、あらゆる事業活動が含まれます。

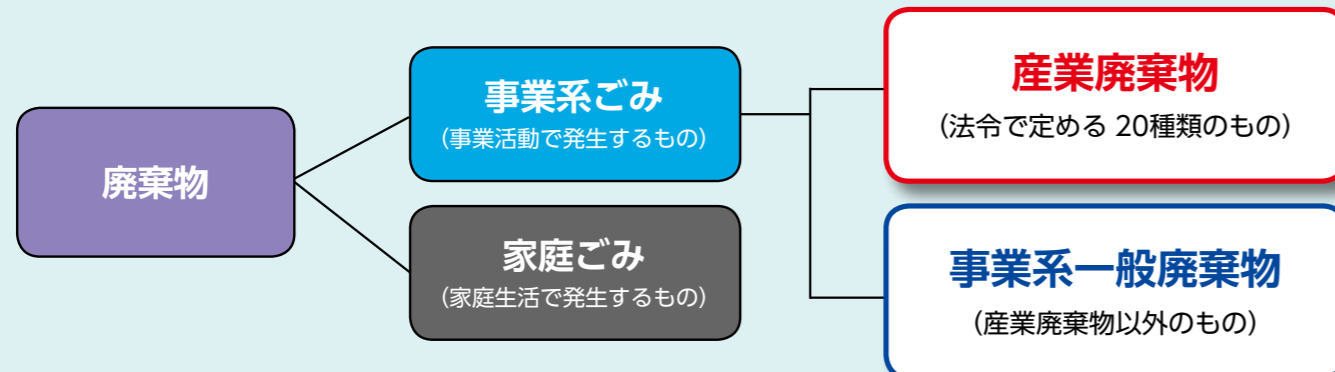
事業者の責務

事業者は、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条**」「**世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条**」に基づき、事業系ごみを自らの責任で適正に処理する責務があります。

- 1 事業活動に伴って発生した廃棄物は自らの責任で適正処理する
- 2 事業活動に伴って発生した廃棄物の再生利用等を行い減量に努める
- 3 事業活動に伴って発生した廃棄物の減量・適正処理に関し町の施策に協力する

事業系ごみの種類

事業系ごみは、「**産業廃棄物**」と「**事業系一般廃棄物**」に大別され処理方法が異なります。また、家庭生活で発生する家庭ごみとも処分方法が異なります。



一般廃棄物処理の流れ

一般廃棄物を排出する場合、2つの処理方法があります。

1. 世羅町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。
2. 自ら処理施設に搬入する。(自己搬入)

1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する場合

一般廃棄物の収集運搬を委託する場合には、世羅町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下「許可業者」という)に委託しなければなりません。

①許可業者と委託契約 事業所の所在地、事業内容、ごみの種類、排出量などを伝え、収集頻度、分別方法、収集時間、料金などを相談してください。

②分別 資源化できるものを分別し、厨芥類(生ごみ)は水切りするなど、減量・資源化に努めてください。ごみの量が減ることで、経費削減の効果もあります。

③保管 ごみの飛散、流出、地下への浸透、悪臭・害虫の発生などがないように保管します。(必要に応じ、ふた付きポリ容器やカラス除けネットなどを適正に使用してください。)

④事業所から排出 契約した許可業者がごみを収集します。許可業者の車両には次のような表示がされています。

世羅町許可 第○-△号
許可業者名 ○△□



⑤収集運搬 許可業者が収集した可燃ごみ(一般廃棄物)は三原市清掃工場へ、不燃ごみ、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトルは不燃物処理工場へ搬入されます。

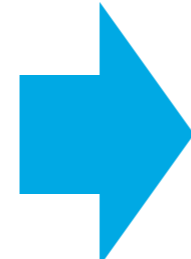
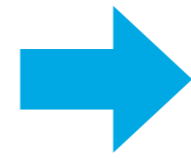
2. 自己搬入する場合


自ら排出した事業系ごみ(一般廃棄物)のうち、可燃ごみは、三原市清掃工場へ、不燃ごみ、びん・缶、ペットボトル、容器包装プラスチックは、不燃物処理工場へ搬入することができます。

処理手数料: 10kgにつき 140円(10kg未満は10kgとみなします。)

事業系一般廃棄物の処理の流れ

可燃ごみ	可燃ごみ 汚れた紙などリサイクルできない紙類茶葉などの生ごみ・サララップ・アルミホイル・布切れ・木くずなど 生ごみは水分をよく切ってください 木くずは長さ1m・太さは7cm以下で 
	古紙類 新聞(チラシ)・雑誌 段ボール・雑がみ 古紙は再生紙として生まれ変わりリサイクルにつながります 10ページを参照し、リサイクルに取り組みましょう 
資源ごみ	容器包装プラスチック 弁当がら・食品トレイ 発泡スチロール・お菓子の袋など プラマークが目印 水洗いなどで汚れを落としてください 水洗いなどで汚れの落ちない容器包装プラスチックは「可燃ごみ」へ 「プラ」のマークの無いものは「不燃ごみ(不燃物)」へ 
	びん・缶 無色・茶色・その他の色のびん アルミ缶(飲料缶のみ) スチール缶(飲料缶のみ) 水洗いなどで汚れを落としてください ふたははずして「不燃ごみ(不燃物)」へ 汚れの落ちないびん・缶は「不燃ごみ(不燃物)」へ 
	ペットボトル 飲料用・酒類など PETマークが目印 水洗いなどで汚れを落としてください ラベルとふたははずしてください 「容器包装プラスチック」へ 汚れの落ちないペットボトルは「可燃ごみ」へ 
不燃ごみ	不燃物 容器包装以外のプラスチック 飲料缶以外の缶類 小型の電化製品(コードを切って) 金属類・ガラス類・陶器類 
	発火性危険ごみ カセットボンベ ガスライター スプレー缶など 必ずガスを使い切って出してください 他のごみとの混同はしないでください ごみ収集車がガスの残ったボンベを回収した場合 収集車内でガスが漏れ火災の原因となり大変危険です 中身が見える袋で 
	電池類 乾電池 ボタン電池 リチウム電池 電極をセロテープなどで絶縁してください。 
	充電式小型家電 携帯型ゲーム機 電気かみそり 電動歯ブラシ 電子たばこ モバイルバッテリーなど 



一般廃棄物収集運搬業許可業者または自己搬入 処理施設に搬入される事業系ごみの多くが生ごみです。 水気をよく切ってから 透明か中身の見える袋 で出してください。 
一般廃棄物収集運搬業許可業者または自己搬入 10ページ「ご紹介」を参照してください。 
一般廃棄物収集運搬業許可業者または自己搬入 「容器包装プラスチック」「びん・缶」「ペットボトル」は水洗いなどし、種類ごとに 透明か中身の見える袋 に入れて袋の口はしっかりしばって出してください。 「びん・缶」「ペットボトル」はふたをはずして出してください。 はずしたふたは、 <ul style="list-style-type: none"> ・プラ製のふたは  容器包装プラスチック へ ・金属製のふたは  不燃ごみ(不燃物) へ ・コルクは  可燃ごみ へ ペットボトル・食品トレイなどは、一部小売店の店頭で回収が進められています。 
一般廃棄物収集運搬業許可業者または自己搬入 透明か中身の見える袋 でそれぞれ別の袋に入れ、袋の口はしっかりしばって出してください。電化製品はコードを切ってから同じ袋に入れて出してください。 割れた陶器類、ガラス類、先のとがったもの(ハサミ・包丁等)は、危なくないようにして、「注意」と明記し出してください。 リチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高いため、リチウムイオン電池の外せない充電式小型家電等は、分解せずそのまま透明か中身の見える袋で出してください。 透明か中身の見える袋 

※産業廃棄物である「かん類」(金属くず)・「ペットボトル、容器包装プラスチック」(廃プラスチック類)・「びん」(ガラスくず)の中で本来の事業活動と関係なく、従業員の飲食などに伴い排出されたごみは、家庭ごみと同量程度のものかぎり排出し、リサイクルにご協力ください。

一般廃棄物処理施設で受け入れができないごみ(禁止物)

産業廃棄物

法律で定められた 20種類の事業系ごみ(15～16ページ参照)

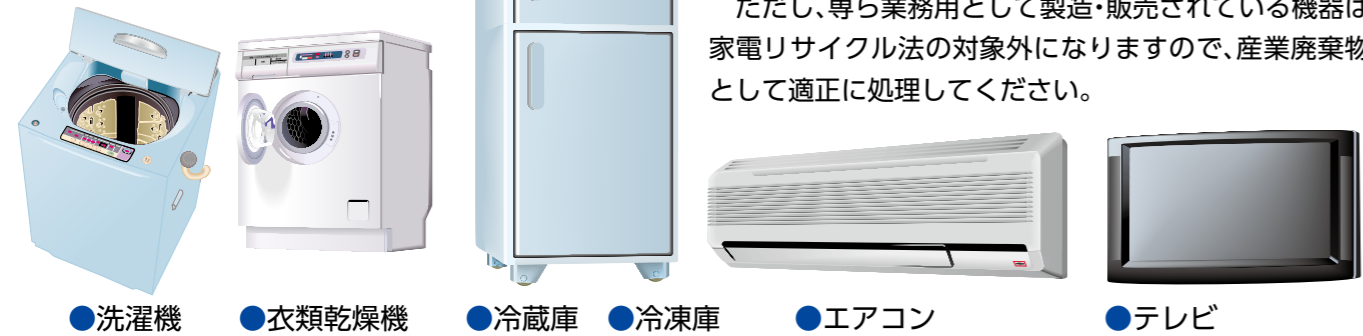
特別管理一般廃棄物

血液の付着したガーゼや包帯などの感染性廃棄物

- ※医療関係機関で発生する非感染性の廃プラスチック類やガラスくず等は産業廃棄物として処理してください。
- ※その他として PCB 使用部品・ばいじんなど

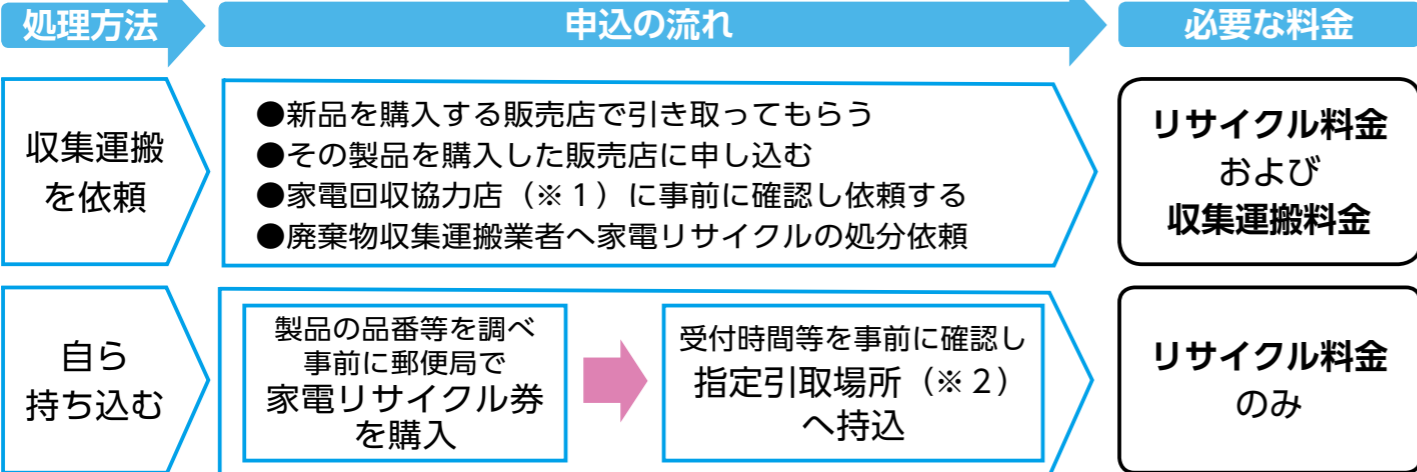
家電 4 品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)

対象機器



事業所で使用していた家電製品のうち、家電リサイクル法の対象品目を廃棄するもの
ただし、専ら業務用として製造・販売されている機器は家電リサイクル法の対象外になりますので、産業廃棄物として適正に処理してください。

※対象機器や製品のメーカーや大きさ別で一律のリサイクル料金は
(一財)家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページで調べられます。
<http://www.rkc.aeha.or.jp/> ☎ 0120-319-640



※1 家電回収協力店 (新品を購入せず、購入元が不明な場合)	店名	電話番号	住所
	ヤマダ電機テックランド世羅店 直接来店して受付をする必要があります。	0847-25-5010	世羅町大字寺町西福寺1179-1
	株式会社エディオン甲山店	0847-22-5131	世羅町大字西上原879-3

※2 指定引取場所	指定引取場所	電話番号	住所
	岡山県貨物運送(株)尾道営業所	0848-22-8141	尾道市正徳町31番11号
	NX備通(株)尾道支店尾道港営業所	0848-22-2127	尾道市新浜2丁目5番29号
	岡山県貨物運送(株)三次営業所	0824-62-1273	三次市東酒屋町306-40
	西濃運輸(株)三次営業所	0824-62-4441	三次市三次町大内通1642-1

☆上記の業者についての情報は令和4年11月現在のものです。

パソコン

資源有効利用促進法に基づき、メーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【パソコン3R推進協会】ホームページもご参照ください。

パソコン 3R 推進協会

<http://www.pc3r.jp/> ☎03-5282-7685

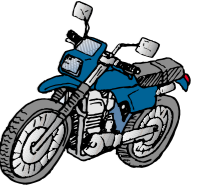


二輪車(バイク)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の広域認定制度により、メーカー等がリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【自動車リサイクル促進センター】ホームページもご参照ください。

自動車リサイクル促進センター

<http://www.jarc.or.jp/motorcycle/> ☎050-3000-0727



消火器

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の広域認定制度により、メーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【消火器リサイクル推進センター】ホームページもご参照ください。

消火器リサイクル推進センター

<http://www.ferpc.jp/> ☎03-5829-6773



その他

長さ1m・太さ7cm以上の木くず
農業用ビニール・農業用機具および資材・農薬・農薬等のびん・浴槽やトイレ・流し等の建築物廃材・自動車部品・ピアノ・ビニール波板・トタン板・灰・仏具・神具など
その他ご不明なものはお問合わせください。

STOP!

廃プラスチック類は産業廃棄物です

三原市清掃工場及び不燃物処理工場では、持ち込まれるごみに産業廃棄物等が混入されていないか調べるため、不定期で検査を行っております。

その検査において、可燃ごみの中に**廃プラスチック類である発泡スチロール・ビニール製品・プラスチック製品**が多数混入しているケースが見受けられます。

事業活動から発生する廃プラスチック類は産業廃棄物です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により、以下の行為は禁止されております。

- ・廃プラスチック類を混入したごみを一般廃棄物収集運搬業許可業者へ処分を依頼する。
- ・廃プラスチック類を混入したごみを三原市清掃工場及び不燃物処理工場へ自己搬入する。

廃プラスチック類を廃棄する場合は産業廃棄物として、産業廃棄物処分業許可業者に依頼してください。

ひろしま産廃ネット

ごみの分別と減量・リサイクルに取り組んで環境に優しい事業所を目指しましょう

事業系ごみは家庭ごみ用のごみステーションには出せません。

事業系ごみは、事業者の方が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

必ず分別区分に従って分別の上、自ら処理施設に搬入するか、収集運搬許可業者に委託し適正に処理しなければなりません。

分別区分は必ず守ってください。

リサイクルができる古紙、金属くず、空きびん、生ごみ、布などはこれらを専門に取り扱う再生事業者(リサイクル事業者)にも委託できます。(10ページ参照)



事業系ごみを家庭ごみとして排出することはできません

住居と事業所が一体であっても、事業活動によって出たごみは、家庭ごみとして出すことはできません。

事業系ごみ

店舗から出たごみは、許可業者に委託するか、自ら処理施設に搬入してください。

店舗兼住宅の場合

1階:店舗 (店舗から出るごみ)
事業系ごみ



2階:住居 (家庭から出るごみ)
家庭ごみ



家庭ごみ

住居から出たごみは、地域のごみステーションに出してください。

不法投棄や野外焼却はできません

一般廃棄物、産業廃棄物にかかわらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却(野焼き)したりすることは、法により禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が科せられます。

処理を委託した業者が不法投棄を行った場合にも、排出事業者の責任を問われることがあります。



一般廃棄物(固形)収集運搬業許可業者一覧 (令和4年11月現在)

業者名	住所	電話番号
株式会社 広島環境	世羅町大字堀越393番地1	☎0847-22-5770
セラ美装 有限会社	世羅町大字田打596番地1	☎0847-27-0315
株式会社 みどり商会	三原市久井町坂井原10253番地6	☎0847-32-6451
株式会社 さくら	世羅町大字堀越377番地4	☎0847-22-1754
(公社)世羅町シルバー人材センター (剪定枝・草木のみ)	世羅町大字西上原123番地3	☎0847-22-5160

処理の委託契約

廃棄物の処理を委託する場合は、法の基準を守る必要があります。



産業廃棄物処理の委託基準

産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可を有する業者と委託契約を締結する必要があります。(排出事業者が自ら処理施設まで運搬する場合は収集運搬業許可業者との契約は不要です。)

産業廃棄物の収集運搬業許可業者・処分業者の情報は、一般社団法人広島県資源循環協会のホームページ「ひろしま産廃ネット」で検索できます。

事業系一般廃棄物の委託基準

一般廃棄物の収集運搬業の許可を有する業者と委託契約を締結する必要があります。(排出事業者が自ら処理施設まで運搬する場合は収集運搬業許可業者との契約は不要です。)

収集運搬業許可業者は上記「一般廃棄物(固形)収集運搬業許可業者一覧」を参照

STOP!

無許可業者の不用品回収は違法です!

トラックや空き地で行われる廃家電などの不用品回収は、ほとんどが無許可業者による違法行為です。

違法な不用品回収業者は、高額な処分料を請求したり、回収したものを適正に処理しないおそれがあります。無許可業者は絶対に利用しないでください。

分別・保管

ごみの区分ごとに正しい分別をしましょう。

適正処理の第一歩は正しい分別です。産業廃棄物、事業系一般廃棄物、リサイクル可能なものを基本として、正しく分別し処分先や処分方法ごとに分別しましょう。

事業系一般廃棄物

リサイクル可能なものを捨てていませんか？ 雑がみ(包装紙、紙箱 など)もリサイクルできる紙です。

可燃ごみ



※ごみの分別と減量・リサイクルに取り組みましょう。
※排出区分を守りましょう。
※生ごみは水気をよく切ってください。

不燃ごみ



金属類、ガラス類、陶器類、かさ、ドライヤー、レンジなど



発火性危険ごみ

スプレー缶、ガス缶、ライター、チャッカマン



充電式小型家電

バッテリーのはずせないもの

産業廃棄物



金属製品

複合製品

ガラス・陶磁器類

電池類

蛍光灯類 など

産業廃棄物の保管基準

囲いの設置、飛散、悪臭等の発生防止など規定が多くあります。詳しくは 広島県東部厚生環境事務所 まで
問い合わせ先/広島県東部厚生環境事務所 環境管理課 電話 0848-25-2011

減量・リサイクル

「地球環境の保全」「限りある天然資源の有効活用」といった観点から、積極的に紙ごみの減量とリサイクルに取り組みましょう。

事業所からは多くの紙ごみができます。まずは紙ごみの削減から始めましょう。

古紙類

両面印刷、Nアップ印刷を利用しましょう。



発生抑制
Reduce

再利用をしましょう。



再使用
Reuse

再生して作られた製品を使いましょう。



再生利用
Recycle

再生可能な古紙類



新聞(チラシ)



雑誌



段ボール

金属類・スチール製品



ガラス製品



ペットボトル



容器包装プラスチック



布類・廃油等



食品・生ごみ



※水分は取り除いてください

ごみとして廃棄する前に再利用・リサイクルできるものはないか考えましょう

○ ● ご紹介 ● ○

リサイクルができるびん・かん・古紙類などはごみにはせず分別すれば、再生事業者に引き取ってもらえる場合もあります。

再生事業者の情報は、広島県ホームページ「廃棄物再生事業者登録名簿」に掲載されています。茶葉などの生ごみ、食料品の売れ残りなどの動植物性残さの中にもリサイクルできるものがあります。広島県ホームページ「ecoひろしま～環境情報サイト～」をご覧ください。

食品・生ごみなどは、自らの施設内で生ごみ処理機を使用し、生ごみを堆肥化したり、乾燥させて減量化する方法もひとつの取り組みです。

3R(スリーアール)のすすめ

3Rとは?

- 1 ごみを減らすこと → **Reduce** (リデュース)
- 2 繰り返し使うこと → **Reuse** (リユース)
- 3 資源として再利用すること → **Recycle** (リサイクル)

という言葉の頭文字の3つのRをとってつくられた言葉で、
ごみ減量やエネルギー節約のキーワードです。



1 Reduce ごみを減らそう!

リデュース

- 過剰包装を控え、簡易包装などを推進する。
- マイバックの利用促進、レジ袋の削減につながる取組を進めましょう。(例レジでの声かけ、ポイントサービスや値引きなど)
- 両面コピーの励行、文書の共有、ペーパーレス化などでコピー用紙の使用量を抑える。
- 事務用品は必要性を十分に検討し、無駄なものは購入しない。
- 賞味期限切れ商品などを減らすため、販売管理・在庫管理を徹底する。
- 食料品の加工くず、売れ残り品などの水切りを行い、ごみの重量を減らす。
- ごみ箱を共有化するなど簡単にごみを捨てない工夫をし、資源化が可能なものはごみにしない。
- コップなどの容器や、箸などは使い捨てでないものを用意し、ごみを出さないようにする。

ごみの元を作らないこと(ミスコピーをしない、無駄な事務用品の購入をしない)はすぐできるReduceです!



2 Reuse 繰り返し使おう!

リユース

- ミスコピー紙などは内部資料やメモ用紙などに再使用する(裏面使用)。
- 封筒、ファイルなどは繰り返し使用する。
- 不要な事務用品、事務機などは他の部署などで再使用する。
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジなど詰め替え可能なものは、メーカー回収などで再使用する。
- リターナブルびんやデポジット制の商品を積極的に使用する。
- 流通用梱包材や仕入れに使用する容器などは、繰り返し使用できるものを採用する。
- リースやレンタル、リサイクル品を活用する。

使い終わった封筒の再利用、ミスコピーのメモ利用、おしゃべりじゃないけど、エコでかっこいいのがReuseです!



3 Recycle 資源にしよう!

リサイクル

- コピー用紙、新聞、ダンボールなど再生可能な紙類は資源化する。
- 事務用品など物品を購入する際は、再生品など環境に配慮したものを選ぶ。
- コピー用紙、印刷物には再生紙を使用する。
- 機密書類などをシュレッダ処理した紙も資源化する。
- 食べ残しや調理くず、売れ残り品などは堆肥化や家畜用飼料などに資源化する。
- びん・缶、ペットボトルなどは分別してリサイクルする。

どうしても、捨てなきゃいけない物もある! そういう時はしっかり分別、再資源化に協力しよう。Recycleは最終手段だ!



ごみ減量・リサイクル活動を推進することは、環境への貢献となるだけでなく、廃棄物処理に係る費用を減らすことにもつながります。

オフィスで発生する古紙の回収や再生紙の利用、飲食店での生ごみの発生抑制・リサイクルなど、それぞれの事業所の特性を活かしたごみ減量・リサイクルシステムをつくりましょう。

生ごみ(食品廃棄物)の減量にご協力ください

可燃ごみ処理量の多くの割合を占める生ごみについて、できることから減量にご協力をお願いします。

生ごみ減のポイント①

発生抑制(食品ロスの削減)に向けて取り組んでいただきたいこと

売れ残りや食べ残し、消費・賞味期限切れなどにより、いわゆる食品ロスは事業所からも発生します。「もったいない」の気持ちで、食品ロス削減に取り組みましょう!

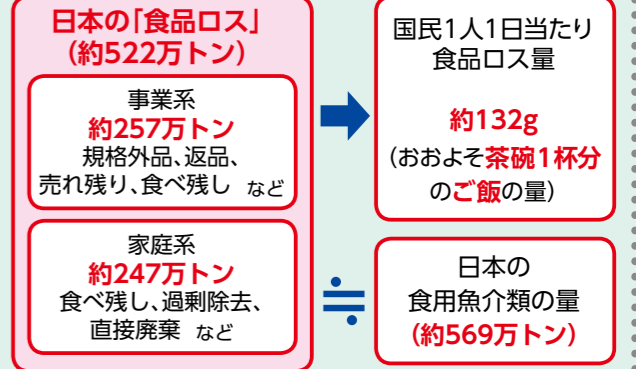
飲食・旅館業の皆様

- 食材を無駄なく使い切って調理する
- ご飯の量の調節、小盛メニューの設定
- 持ち帰りを希望する方への対応
- 30・10運動の推進



食品卸・小売業の皆様

- 在庫管理を適切に行い品質低下を防ぐ
- 少量パックの販売やばら売りを行う
- 賞味期限が迫っている食品は見切り・値引き販売する
- フードバンク活動へ寄贈(社会貢献)



資料「食品廃棄物等の利用状況等(令和2年度推計)」(環境省・農林水産省) 「平成30年度食料需給表」(農林水産省)

30・10運動とは

宴会の最初の30分間と最後の10分間は自席でお料理を楽しみ、食べ残しを減らそうという運動です。

フードバンク活動とは

企業や個人などから寄付を受けた食料品等を、食料を必要としている人たちへ送る支援活動です。

生ごみ減のポイント②

生ごみなどはリサイクルできます

生ごみは、自らの施設内で生ごみ処理機を使用し、堆肥化したり乾燥させて減量化する方法もひとつの取組みです。

食品リサイクル法について

「食品リサイクル法」において、食品関連事業者(食品の製造・販売、飲食業など)は、食品廃棄物の発生抑制や減量化、資源化に努めることとされています。

生ごみの約8割は水分です!

生ごみ減のポイント③

水分除去→ごみ量減

- 生ごみの水切りの徹底
- 生ごみの自家処理(電動生ごみ処理機等)



食品ロスは“もったいない”~事業者の皆さんができること~

日本では年間約522万トンの食品ロスが発生しています。これは世界全体の食料援助量(約420万トン)の約1.2倍に相当します。[食品廃棄物等の発生量(令和2年度推計)農林水産省より] また、焼却処理されている事業系ごみの組成では、食品の製造、流通、販売過程等において発生する食品廃棄物(厨芥類)が高い割合を占めています。上記のポイントを参照し、食品ロス削減にご協力をお願いします。



【食品ロスとは】

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品類。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。

食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)

農林水産省 食品ロス

事業系一般廃棄物と産業廃棄物（適正区分について）

発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の取組後に発生する **事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分します。**



産業廃棄物とは

種類	内容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油焼却灰、炉清掃排出物等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	①有機性汚泥 下水汚泥、ビルピット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 ②無機性汚泥 めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールピッチ類、印刷インキかす等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱います	硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱います	石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃ベークライト(プリント基盤等)、廃スチロール(発砲スチロールを含む)、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
紙くず【業種指定】	①建築業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業、(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る)に係るもの ③出版業(印刷出版を行うものに限る)に係るもの ④製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの	印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
木くず【業種指定】	①建築業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係るもの ③パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④物品賃貸業に係るリース物品 ⑤貨物の流通のために使用したパレット ⑥PCBが染み込んだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む)、木材、木製品製造業関係の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース事業者から排出されるリース物品(家具、器具等)、貨物流通用パレット(貨物の荷役、輸送又は保管のために単位数量単位で載せる台)等
繊維くず【業種指定】	①建築業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る天然繊維くず、(合成繊維は廃プラスチック類) ③PCBが染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、ロープ、建築現場から排出される繊維くず等
動植物性残さ【業種指定】	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物に該当)	①動物性残さ(魚・獣の骨、皮、内蔵等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等) ②植物性残さ(ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果物の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等)

※産業廃棄物である「かん類」(金属くず)・「ペットボトル、容器包装プラスチック」(廃プラスチック)・「びん」(ガラスくず)の中で本来の事業活動と関係なく、従業員の飲食などに伴い排出されたごみは、家庭系ごみと同量程度のものにかぎり排出し、リサイクルにご協力ください。

種類	内容	具体例
動物系固形不要物【業種指定】	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず(廃タイヤは合成ゴムであるため廃プラスチック類)
金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ドライ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	「コンクリートくず」は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く(がれき類に該当)	①ガラスくず 廃空びん類、板ガラスくず、破損ガラス、アンブルロス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、ロックウールくず等 ②コンクリートくず 製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等 ③陶磁器類くず 土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、レンガ破片、瓦破片等 ④廃石膏ボード
鉱さい		スラグ(高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい)、キューボラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、不良石灰、鉱じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く)等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物(もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く)	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片、アスファルトがら、廃スレート等
動物のふん尿【業種指定】	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じた動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等ふん尿等
動物の死体【業種指定】	畜産農業に係る事業活動に伴って生じた動物の死体	同上の家畜の死体
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず(PCBが塗布され、又は染み込んだもの)、木くず(PCBが染み込んだもの)、繊維くず(PCBが染み込んだもの)、若しくは金属くず(PCBが付着し、又は封入されたもの)の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
産業廃棄物処理物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各欄に該当しないもの(法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物)	有害汚泥のコンクリート固型化物 化製場での化製処理により発生した廃肉骨粉
輸入された廃棄物	航行廃棄物(※1)及び携帯廃棄物(※2)を除く	輸入された廃棄物

※1 航行廃棄物とは、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の日常生活に伴って生じたゴミ、し尿その他の廃棄物をいいます。
 2 携帯廃棄物とは、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物であって、入国する者が携帯するものをいいます。
 3 上記に規定する産業廃棄物のうち、石綿を重量比で0.1%を超えて含むものは「石綿含有産業廃棄物」として処理する必要があります。

出典: 広島県環境県民局産業廃棄物対策課 廃棄物処理法の概要【産業廃棄物編】

Q1 うちがごみが、ひと月に買い物袋1つ程度しか出ない。少量なら、近くの家庭ごみステーションに出してもいいの？

A ごみ量が少なくても家庭ごみステーションには出せません。処理施設へ持ち込むか一般廃棄物(固形)収集運搬業許可業者(以下、「許可業者」という)と契約することになります。許可業者は8ページを参照してください。

Q2 契約料金って決まっているの？

A 収集量や回数、事業所の場所などの条件によって変わってきます。また、業者によっても異なります。詳しくは許可業者にご相談ください。

Q3 仕事が忙しくごみを分別している暇はない。収集運搬許可業者にお金を支払っているのだから、収集運搬許可業者が分別すればよいのでは？

A 許可業者が分別するのではなく、排出者が分別してごみを出すというルールです。ごみの種類により料金が異なることもありますので、許可業者とごみの出し方等についてご相談ください。

Q4 せっかくごみを分別して出しても、収集運搬許可業者が収集の時にまとめて積んでいってしまう。これでは分別する意味がないのでは？

A 資源物など少量の場合は、他のごみの収集の際、同じ車で収集している場合があります。この場合、助手席やかごなどにごみを分けて積みませす。

Q5 産業廃棄物と一般廃棄物の違いがよく分かりません。

A 例えば生ごみを例にとると、レストランや事務所から出る生ごみや茶がらは事業所ごみ(一般廃棄物)ですが、食品製造業から出る生ごみは産業廃棄物となるなど業種によっても異なります。詳しくは、13～14ページをご覧ください。

Q6 事務所でいらなくなったスチール製の机やロッカーなどはどう処理したらいいの？

A 使用可能なものであれば、中古オフィス家具店やリサイクルショップにお問い合わせください。また、壊れているなど使用できない場合は、産業廃棄物収集運搬業許可業者(ひろしま産廃ネットで検索)にご相談ください。

Q7 廃棄物の処理を誤ったらどんな罰則があるの？

A 排出事業者に関わる罰則の主なものは、下表の内容になります。

排出事業者の行為		罰 則
廃棄物の不法投棄 廃棄物の不法焼却 廃棄物の不法輸出	(未遂も罰せられます)	・5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金又はこの併科 ・法人の業務に関したものであれば、雇い主である法人にさらに3億円以下の罰金も併科
無許可業者への委託		5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
マニフェスト不交付	マニフェストを交付しなかった場合	1年以下の懲役又は、100万円以下の罰金
マニフェスト未記載	マニフェストに必要事項を記載しない場合	
マニフェスト虚偽記載	マニフェストに虚偽の記載をした場合	
マニフェスト保存義務違反	マニフェストの写しの保存義務に違反した場合	

※委託業者が不適正処理を行った場合は、排出事業者も委託業者とともに原状復帰など措置命令の対象となります。

付録 関係法令



■法律:廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

■条例:世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(抜粋)

平成16年10月1日条例第104号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進すること等により、廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正処理が困難になることのないようにしなければならない。また、過剰包装等の回避に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理の確保に関し、町の施策に協力しなければならない。



お問い合わせ先

町民課環境整備係	〒722-1192 世羅町大字西上原123番地1 ☎0847-22-4513 FAX 0847-22-2768
三原市清掃工場	可燃ごみの直接搬入(土・日・祝休日・年末年始を除く) 受入時間 8時30分～12時、13時～16時30分 〒723-0061 三原市八坂町10227番地 ☎0848-62-4197
不燃物処理工場	不燃ごみ、容器包装プラスチック、びん、ペットボトルの直接搬入(土・日・祝休日・年末年始を除く) 受入時間 8時30分～12時、13時～16時30分 〒723-0061 三原市八坂町10227番地 ☎0848-62-1200

〈発行〉 〒722-1192 世羅町大字西上原123番地1 世羅町 町民課 環境整備係
☎0847-22-4513 FAX 0847-22-2768
Eメールアドレス kankyo@town.sera.hiroshima.jp